秘密保持契約書

(甲）

（乙）

秘密保持契約書

●●●（以下｢甲｣という。）と●●●（以下｢乙｣という。）は、甲乙間における取引（以下「本取引」という。）を行うにあたりそれぞれ相手方から開示を受ける個人情報・機密情報等の取扱いについて、以下の通り契約（以下｢本契約｣という。）を締結する。

第１条（目的）

　　甲および乙は、それぞれ、本契約に定められた各条項を信義に従い誠実に履行することにより、

　　他方から開示を受ける情報の秘密保持に努めるものとする。

第２条（秘密情報）

　　本契約の各当事者（以下、本契約において情報等を開示する者を「開示者」、開示者から情報等の開示を受ける者を「被開示者」という。）は、開示された情報および本契約の内容（本契約において併せて｢秘密情報（学生の個人情報などを含む）｣という。）を、開示者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示または漏洩もしくは本取引以外の自己使用をしてはならない。但し、個人情報を除き、次の各号に該当するものはこの限りではない。

1. 開示者から開示される以前に被開示者が既に保有していたもの。
2. 開示者から開示される以前に公知であったか、または開示者から開示された後に被開示者の責に帰せずして公知となったもの。但し、公知となるまでは、被開示者は本条本文の義務を負うものとする。
3. 開示について正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず被開示者が開示を受けたもの。
4. 秘密情報を用いることなく被開示者が独力で開発、創作、収集したもの。
5. 法令の定めに基づき、権限のある官公署から開示を要求されたもの。但し、この場合被開示者は開示者に対して、かかる要求の内容を事前に書面で通知しなければならない。

第３条（秘密情報の定義）

１．本契約において秘密情報とは、次の各号に掲げられるものをいう。

（１）本取引を遂行する過程で文書、口頭を問わず開示者が秘密である旨を表示して開示した全ての情報。

（２）本取引の遂行に関連して知りえた相手方の営業、経営に関する情報。

　２．本契約において個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人情報を識別出来るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）をいうものとする。

第４条（秘密情報の取り扱い）

　１．被開示者は、秘密情報および秘密情報を含む媒体の取扱いについて前条の定めに加え、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

（１）取扱管理者を定め、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管・管理すること。

（２）複写、複製または翻訳を行う場合は、開示者の書面による事前の承諾を得ること。

　　２．秘密情報を含む媒体およびその複写物若しくは複製物の所有権は開示者に属するものとする。

　　３．本契約終了時または開示者の請求があった場合には、秘密情報を含む媒体およびその複写物若しくは複製物は開示者に直ちに返却し、または開示者の指示に従った処分をするものとする。

４．甲および乙は、秘密情報の中に知的財産権の対象となるものが含まれている場合、当該知的財産権が開示者に帰属するものであること、当該知的財産権について開示者が任意の方法により登録、利用、処分等の行為を行うことが出来ること、並びに開示者から被開示者に対して、本契約の規定に従い秘密情報を本取引のために利用する以外の何らの権限をも付与していないことを相互に確認する。

第５条（第三者に対する監督責任）

　被開示者は、第２条の定めによる開示者の承諾に基づき第三者（以下｢第三被開示者｣という。）に対し秘密情報を開示する場合には、第三被開示者との間で別に秘密保持契約を締結するなどして、被開示者が本契約に基づき負う義務と同等の義務を第三被開示者に対して負わせ、これを遵守させるものとする。第三被開示者がかかる義務に違反したとき（第三被開示者の役員または従業員による秘密情報の開示または漏洩もしくは自己使用を含む。以下同様。）は、被開示者は開示者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、かかる違反に起因しもしくは関連して被ったまたは被ることになる損失、責任、損害、費用または支出（弁護士の報酬および費用を含む。）を双方協議の上決定し、開示者に対して補償するものとする。

第６条（被開示者の責任）

　被開示者が本契約に定める義務に違反したとき（被開示者の役員または従業員による秘密情報の開示または漏洩を含む。以下同様。）は、被開示者は開示者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、かかる違反に起因しもしくは関連して被ったまたは被ることになる損失、責任、損害、費用または支出（弁護士の報酬および費用を含む。）を双方協議の上決定し、開示者に対して賠償義務を負うものとする。

第７条（有効期間）

　本契約の有効期間は、本契約締結日から●年間とする。

第８条（協議）

　　本契約に定めのない事項または本契約に関する解釈上の疑義については、甲乙協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

第９条（合意管轄）

　本契約に関し訴訟の必要が生じた場合、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１０条（情報の返還）

　甲乙間において、本取引のための相互の情報交換が必要ないと相互において書面により確認したとき、または、本取引に関する相互の協議が打ち切られたときは、相手方より開示された文書（その写しを含む）および物品を全て速やかに返還または破棄する。

本契約成立の証として本書２通を作成し、各本契約当事者が記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

年　月　日

（甲）

（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以下余白